

<報道発表資料>

令和4年2月18日

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第3項に基づく営業時間の短縮等の命令について

埼玉県では、まん延防止等重点措置として県内に所在する飲食店等の施設管理者に対して、営業時間の短縮等の要請を行っています。

これまで、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」）に基づく要請（行政指導）等により協力をお願いしてきたところですが、この要請に応じず、営業等を継続している飲食店について、以下のとおり特措法第31条の6第3項に基づく命令（行政処分）を行いましたので、お知らせいたします。

1 命令日

令和4年2月18日（金曜日）

2 対象店舗

さいたま市 飲食店 2店舗

川口市 飲食店 1店舗

※店舗名等は以下のホームページで公表しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/shisetumei.html>

※命令後に店舗から命令に応じる旨の連絡があった場合は、県が確認した上で、ホームページから店舗名称等を随時削除します。

3 命令期間・内容

(1) 命令期間

処分通知が到達した日から令和4年3月6日まで（まん延防止等重点措置が延長された場合はその終期まで）

(2) 内容

次の措置を講じること。

	彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）認証店			非認証店
	ワクチン・検査パッケージ登録店		ワクチン・検査パッケージ未登録店	
	適用店	非適用店		
証明書の確認	あり 接種証明又は陰性証明	なし 未接種・未検査 又は証明書不携帯等	確認不要	
営業時間	午前5時～午後9時		午前5時～午後8時	
酒類提供	午前11時～午後8時30分	終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けない）		
人数上限	上限なし	同一グループ、同一テーブルで4人以内 （披露宴等については1テーブルで4人以内）		

4 命令の理由

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため特に必要があると認められるため。